

## 阿賀野市条例第40号

### 阿賀野市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例

阿賀野市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成16年阿賀野市条例第179号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の阿賀野市農業集落排水事業分担金徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、阿賀野市下水道事業受益者負担金条例（平成16年阿賀野市条例第178号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。